

八幡東区リハビリテーション連絡協議会会則

(名 称)

第1条 この会の名称は、「八幡東区リハビリテーション連絡協議会」(以下、「リハ協議会」という)とする。

(目 的)

第2条 リハビリテーション専門職及びリハビリテーションに関心のある保健・医療・福祉関係者が連携体制を確立し、リハビリテーションに関する情報交換や協議を図り、もって地域リハビリテーションの円滑な推進に寄与することを目的とする。

(業 務)

第3条 リハ協議会は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 地域リハビリテーションに関する情報の収集及び提供
- (2) 地域リハビリテーションに関する事業への支援
- (3) その他目的を達成するために必要な取り組み

(組 織)

第4条 リハ協議会は、次の各号に掲げるもの(以下「会員」という)で構成する。

- (1) 八幡東区内に居住もしくは八幡東区内で保健、医療、福祉業務に従事する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士
- (2) 八幡東区内で保健、医療、福祉業務に従事するもの

(役 員)

第5条 リハ協議会に会長1名、副会長2名以内を置く。

- 2 会長及び副会長は、会員の互選により定める。
- 3 会長は、リハ協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(企画運営委員会)

第6条 第3条に掲げる業務を円滑に運営するために企画運営委員を置く。

- 2 企画運営委員は10名程度とし、会員の中から選出する。
- 3 会長は、企画運営委員会を必要に応じて開催する。
- 4 企画運営委員会では、必要に応じて部会を設置する。

(役員任期)

第7条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、役員が欠けた場合における補欠役員任期は、前任者の残存期間とする。

(会議)

第8条 リハ協議会は、次の会を開催する。

(1) 総会(役員任期に伴い2年ごとに開催する)

(2) 定例会

2 リハ協議会の議事は、出席した会員の過半数で決し、可否同数の場合は、会長が決する。

(事務局)

第9条 リハ協議会の事務局は、八幡東区役所保健福祉課内に置き、事務を処理する。

(守秘義務)

第10条 リハ協議会の会員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(委任)

第11条 この会則に定めるもののほか、リハ協議会の運営について必要な事項は、別に会長が定める。

(その他)

第12条 リハ協議会は、各種職能団体や地域福祉に関連する団体等との連携に取り組むものとする。

(付則)

1 この会則は、平成25年 3月12日から施行する。

2 この会則は、平成31年 4月 1日から施行する。

3 この会則は、令和 4年 4月 1日から施行する。

4 この会則は、令和 5年 4月 1日から施行する。